

国名	中国
公的年金の体系	<p>※都市部における年金制度</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の被用者◎ ・都市部の自営業者◎ (地域によっては△)
保険料率	<p>企業 賃金総額 (賃金+諸手当) ×20% (地域によって異なる) (全て1階部分 (社会プール) へ拠出)</p> <p>従業員 賃金総額 (賃金+諸手当) ×8% (全て2階部分 (個人勘定) へ拠出)</p> <p>※賃金総額の上限は、地域の平均賃金の300%</p>
支給開始年齢	<p>男子及び専門職女子：60歳</p> <p>非専門職女子：55歳，その他女子：50歳</p> <p>鉱山従事者等：男子55歳，女子45歳</p> <p>※支給開始年齢は，1階・2階で同じ</p> <p>※いずれの場合も，15年以上の加入期間が必要</p>
給付水準	給付水準は1階・2階あわせて，最終給与の4割程度 (1階部分：3割強，2階部分：1割弱)
給付の構造	<p><u>1階部分</u> [(退職時における地域の平均賃金+加入期間の平均賃金)/2] ×加入期間×1%</p> <p><u>2階部分</u></p> <p>①加入期間が15年以上の場合 [個人勘定残高×利息 (年4%)] /政府が決定した生命保険支払期間</p> <p>②加入期間が15年未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時金払い ・地域によっては，一時金払いと，加入期間要件を満たすまで継続拠出することを選択可能
所得再分配	1階部分が応能負担・定額給付であるため，所得再分配機能がある。
制度設計，財政方式，財源	<p>1階部分：給付建て，賦課方式，保険料 (企業負担)</p> <p>2階部分：拠出建て，積立方式，保険料 (従業員負担)</p>
国庫負担	国家財政は原則なし (運営管理費用を除く)。ただし，人口構造の変化等によって年金保険基金の財政収支が赤字になった場合は赤字部分を国家財政によって補填する措置がある。
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	都市部に関しては，最低生活保障制度 (生活保護)，失業給付で対応
公的年金と私的年金	公的年金の上乗せの制度として，任意の私的 (企業・個人) 年金がある。 2004年に導入された拠出建ての企業年金制度 (Enterprise Annuity : EA) は，企業と本人の両者による拠出が義務付けられており，資産残高の30%までは株式への投資が認められている。2008年現在，私的年金の3分の1はEA制度となっている。
国民に対する個人年金情報の提供	なし

中国の年金制度

有森美木（筑波大学大学院ビジネス科学研究科
博士課程）

1. 制度の特色

中華人民共和国（以下、「中国」）の都市部における年金制度は、1994年世界銀行が“Averting The Old Age Crisis”の中で推奨した3本柱の年金制度体系の理念を採用し、賦課方式と積立方式を組み合わせた2階建ての年金制度となっている点が特徴である。

以下では、都市部における年金制度を取扱う。農村部における年金制度については、8を参照されたい。

2. 沿革

中国は1949年10月に国家の成立が宣言され、1951年「中華人民共和国労働保険条例」の公布によって、全国統一の年金制度（養老保険制度）の基本的な枠組みが整備された。この制度への適用対象者は国営企業の従業員等に限定されていた。

1955年「国家機関職員退休処理に関する暫行弁法」及び「国家機関職員退職処遇に関する暫行弁法」によって、国家機関等の職員の年金制度が創設された。こうして、都市部に国営企業の従業員と国家機関等の職員に対する2つの年金保険制度が確立したが、1958年「企業従業員・政府機関職員の退休に関する暫定規定（草案）」によって、これらの制度が統合された。

1966-1976年の文化大革命の間は、その社会像が社会保障制度を批判・破壊するものであったため、社会保障制度の解体が余儀なくされた。1969年財務部の「国営企業財務活動の制度改革に関する意見書」によって、国営企業自身が年金保険の管理・運営を行うことになり、全国統一の年金制度は国営企業等の企業ごとの老齢年金保険へ移行された。

文化大革命後、1978年「労働者退休、退職に関する暫定弁法」によって、主に国営企業を適用対象に年金制度の実施・改正が行われたものの、実態としては企業年金保険のままであった。その後、適用対象が、1984年から集団部門の従業員、1988年から私

営企業の従業員へ拡大された。年金制度等の保険の提供を強制される国営企業等は、これらの強制がない外資企業等、他の形態の企業と比べて競争上不利になり、「企業保険」から「社会保険」への転換が求められるようになった。

1986年「国営企業において労働契約制を実行する暫定規定」が発行され、保険料負担について、従来の全額企業負担から、企業、個人、国家の3者負担制が導入された。

1991年「企業従業員の養老保険制度改革に関する国務院の決定」が公布され、国営企業ごとの年金制度は、省などの地域ごとに設けられた年金保険基金が管理・運営を行う制度へ変更された。これにより、年金保険料は地域ごとに社会プール化されるようになる。

1995年に、国務院からガイドライン「企業従業員の養老保険制度改革を進化することに関する通知」が公布され、賦課方式と積立方式（個人勘定）を組み合わせた新制度が導入された。

1997年には、国務院から「統一した企業従業員の基本養老保険制度の確立に関する決定」が公布され、企業と従業員個人の保険料率、給付算定式等が決定された。

2005年12月、「企業従業員の基本養老保険制度の改善に関する決定」が国務院から公布され、保険料率と給付算定式が変更された。また、全ての従業員、自営業者等が基本養老年金に加入することが勧告された。

2006年1月より、賦課方式の制度の保険料の徴収・年金給付を行う年金保険基金の財政状況が悪化したことを背景に、企業拠出の一部を個人勘定へ充当することを廃止し、企業拠出は全額1階賦課方式の制度に充当することとされた。

2008年12月、全国人民代表大会常務委員会弁公庁から「社会保険法（草案）」が公表され、パブリックコメントが募集された。草案では、各社会保険（基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、出産保険）を統一的に法制化することや、年金については年金基金の全国的な一元化、1階部分の年金について地域間のポータビリティの確保等が織り込まれた。

2009年2月、上記草案を受けて、人力資源・社会

保障部から「農民工参加基本養老保険弁法」及び「都市企業従業員基本養老保険関係移転接続暫定弁法」が公表された。前者では農民工との労働契約時における養老基本年金への加入の義務付け、後者では転職時における養老基本年金ポータビリティの方法が提示された。

3. 制度体系の概要

都市部の年金制度体系（基本養老保険）は、政府・企業・個人の3者が負担し、社会プール（1階賦課方式）と個人勘定（2階積立方式）の組み合わせとなっている。

適用対象者は、都市部の被用者及び自営業者（地域によっては任意加入）である。農村部から都市部へ移住した労働者は、従来は2階の個人勘定に積み立てたものを一時金で受け取ることしかできなかったが、2001年12月より、都市部の労働者と同じ年金給付の資格が付与されるようになった。

2008年末の加入者数は1億6,587万人で、都市部就業者数に占める年金制度への適用割合は54.9%（2008年）、総就業者数に占める同割合は20%（2007年）となっている。また、60歳以上人口に占める年金受給者の割合は28%（2007年）である。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

老齢給付は、新制度実施後に就業し、加入年数が15年以上（「新人」）の場合、1階の賦課方式部分の給付は、地域の平均賃金、加入期間の平均賃金、加入期間に応じて算定される。2階の積立方式の部分、個人勘定の残高を政府が決定した生命保険支払期間（表1参照）で割った額が支払われる。給付水準は1階・2階あわせて、最終給与の4割程度である。

- ・「新人」（新制度実施後就業、加入年数15年以上の者）

$$\left[\frac{\text{（退職時における地域の平均賃金} + \text{加入期間の平均賃金）}}{2} \right] \times \text{加入期間} \times 1\% + \left[\frac{\text{個人勘定残高} \times \text{利息（年4\%）}}{\text{政府が決定した生命保険支払期間}} \right]$$
- ・「中人」（新制度実施前就業、新制度実施後退職、加入年数15年以上の者）

- ・新人の給付に加えて、移行期給付が支給される。
- ・「老人」（新制度実施前に退職した人）
 旧制度の給付（定額、勤続年数により、退職時の賃金額の80%）が支給される。

遺族給付は、1階部分より、残された扶養家族の人数に応じて、死亡した加入者の最終給与の6～12ヶ月分に相当する額、2階部分より個人勘定の残高がそれぞれ一時金で支給される。個人勘定からの給付については、定年前に死亡した場合、2006年1月前までに企業が拠出した保険料に係る残高は、社会プール（積立金）に移換される。障害給付は、1階部分より、前年度地区平均月給の40%が支給される。

なお、保険料は賃金総額（賃金＋諸手当）ベース、給付は平均賃金ベースである点に注意が必要である。中国における基本給は、賃金総額の約54%（1989年）と低くなっている。

支給開始年齢は、男子及び専門職女子60歳、非専門職被用者女子55歳、その他女子50歳である。ただ

表1 個人勘定（2階部分）の給付算定で適用される生命保険支払期間

退職年齢	生命保険支払期間 (月数)	生命保険支払期間 (年数)
40	233	19.42
41	230	19.17
42	226	18.83
43	223	18.58
44	220	18.33
45	216	18.00
46	212	17.67
47	208	17.33
48	204	17.00
49	199	16.58
50	195	16.25
51	190	15.83
52	185	15.42
53	180	15.00
54	175	14.58
55	170	14.17
56	164	13.67
57	158	13.17
58	152	12.67
59	145	12.08
60	139	11.58
61	132	11.00
62	125	10.42
63	117	9.75
64	109	9.08
65	101	8.42
66	93	7.75
67	84	7.00
68	75	6.25
69	65	5.42
70	56	4.67

し、鉱山従事者等で、加入年数15年以上の者は、男子55歳、女子45歳で定年退職とされる。老齢年金の支給要件は、上記年齢要件に加えて、15年以上の加入期間があることが要件とされている（経過措置あり）。

5. 負担、財源

財源は、被用者の場合は企業と従業員が負担する保険料で、保険料率は賃金総額（賃金＋諸手当）の28%（企業20%（1階部分へ拠出）、従業員8%（2階部分へ拠出））である。保険料の拠出上限額は、地域の平均賃金の300%である。自営業者の保険料率は、地域の平均賃金の20%（12%を1階部分へ拠出、8%を2階部分へ拠出）である。

国家財政は原則として投入されない。ただし、1階賦課方式部分の年金制度を運営する管理費用（社会保険管理機構の人件費を含む）と、人口構造の変化等によって年金保険基金の財政収支が赤字になった場合、政府は赤字部分の補填をするという救済措置をとっており、この点で国は年金制度への負担をしている。

6. 財政方式、積立金の管理運用

1階は賦課方式、2階は積立方式を採用している。

保険料の管理、運用、年金給付は、基本養老保険基金が行っているが、同基金の具体的な運用政策は公表されていない。年金保険に加えて他の社会保険も含めた社会保険基金の運用政策は、40%までを証券市場、10%までを企業債・金融債、残りの50%を預金や国債（ただし、預金は10%以上）となっている。このうち、証券投資については、2005年5月より外国証券の投資も可能となり、2008年における外国証券への投資割合は全資産の20%を占めている。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は人力資源・社会保障部（2008年に旧人事部と旧労働社会保障部を統合して設立）が行っている。年金制度の運営は、従来は省及び直轄市等の地域ごとに設置された社会保険管理機構が実施していたが、現在、運営単位の統合が進められている。省レベルの統合は2009年中、全国レベルの統合は2012年中を目標とされている。

8. 最近の論議や検討の動向・課題（今後の見通し、評価を含む）

(1) 急速な都市化・少子高齢化の進展

中国では、先進国がこれまでに経験してきた経済成長や急速な都市化と、現在の先進国が直面する高齢化という問題に同時に直面している。都市化は都市部と農村部における貧富の格差の拡大を生じさせた。中国における65歳以上人口の割合は9.4%（2007年）となっており、高齢化社会（65歳以上人口の割合が7%以上）に突入している。一方、1979年1月から始まった一人っ子政策によって、特に都市部において少子化が進んでいる。

(2) 農村部の年金制度の改革／農民工への基本養老保険の加入義務付け

中国の公的年金制度の適用率が低い理由として、適用対象者が都市部の被用者と自営業者に限定されており、農村部の者に対して年金制度が殆ど提供されていない点が挙げられる。こうした状況に対し、①農村部の年金制度の改革、②企業に対する農民工への基本養老保険の加入義務付けが行われている。

①農村部の年金制度の改革

農村部の年金制度（農村社会養老保険制度）は、1992年に民生部が公布した「県級農村社会養老保険基本方案」によって創設された、拠出建ての任意加入の制度である。任意加入の制度であるため普及率が低く、2008年末の加入者数は5,595万人となっている。こうした中で、全ての60歳以上の農民に対し、国家財政を財源とする基礎養老金と個人口座養老金から成る「新農村年金制度」の実施が予定されている。

②企業に対する農民工への基本養老保険の加入義務付け

前述の通り、2009年2月に公表された「農民工参加基本養老保険弁法」により、農民工との労働契約時における養老基本年金への加入が義務付けられた。また、この中で、保険料率を、企業負担12%、農民工負担4-8%とする案が示された。

(3) 年金制度の運営単位の統合

「7 制度の企画・運営体制」で述べた通り、現在、年金制度の運営単位の統合が進められている。

(4) 受給権の強化（年金の充実／ポータビリティの

確保)

2008年12月に公表された「社会保険法（草案）」では、基本養老保険加入者の受給権を強化する考えが示された。具体的には、①適用対象者を、従業員のいない個人事業主や非全日制従業員（非正規労働者）にも拡充すること、②個人勘定に付与する利息は銀行預金金利と物価指数を参考に決定し、利息に対する源泉税を免除すること、③1階部分の給付水準は、平均給与の伸び率、物価上昇率、基本養老保険基金の負担能力に応じて適切に引上げていくこと、④地域をまたがる転職時における、1階部分の年金のポータビリティを確保することの4点である。なお、④に関して、従来は、地域をまたがる転職時には、1階部分は掛け捨てとなり、個人勘定（2階部分）だけしか持ち運べなかった。

(5) 年金財政の悪化と空帳問題

1階の賦課方式部分の給付を行う年金保険基金の収支が悪化していることが問題となっている。前述の通り、年金保険基金が赤字になった場合は国家財政による補填制度があるものの、2階の個人勘定がある地域の一部では、個人勘定の資金が1階の賦課方式部分の給付費等に流用され、個人口座が空洞化する「空帳」問題が生じている。2008年の空帳の規模は1.4兆元（約21兆円）に上るという試算がある。

9. 企業年金

企業年金については、2004年5月に「企業年金試行弁法」及び「企業年金基金管理試行弁法」が施行され、拠出建ての企業年金（Enterprise Annuity：

EA）制度が導入された。「企業年金試行弁法」は、企業年金の設立、費用負担、給付、資金管理等を定めた基本法制である。また、「企業年金基金管理試行弁法」においては、企業年金の管理主体の機能と役割分担が明確にされるとともに、投資の範囲が規定されている。2008年12月末におけるEA制度の資産残高は、1,911億元（2兆5,262億円）、前年比25.8%増となっており、EA制度が急速に増大している。また、2008年現在、私的年金の3分の1はEA制度となっている。

EAの設置には、基本養老年金（公的年金）に加入し、保険料を納めていることが要件とされている。拠出については、企業と本人の両者による拠出が義務付けられており、企業拠出は貸金総額の12分の1を上限、企業拠出と従業員拠出を合わせて貸金総額の6分の1を上限とされている。運用規制は、流動性商品（銀行普通預金等）20%以上、固定収益性商品（銀行定期預金、国債、金融債等）50%以下（うち国債20%以上）、権益類商品（株式、投資性保険商品等）30%以下（うち株式20%以下）となっており、不動産や外国株式投資は認められていない。税制については、企業の掛金は5%まで損金算入が可能となっている以外には特段の定めがなく、運用時は実質非課税、従業員拠出と給付時は税制優遇がない状態である。個人口座によって管理・運用が行われ、転職時には転職先に口座を移管することができる。給付は退職後に一括または分割して支給され、退職前には受け取ることができない（ただし、死亡時には、残高が法定相続人に一括して支払われる）。